

日本版持続可能な観光ガイドライン 「JSTS-Dロゴマーク」

自治体・
DMO等の
皆様へ

取得および取得にむけた研修会開催のご案内

観光庁では、「日本版持続可能なガイドライン」に基づき持続可能な観光に取り組んでいる地域を示すため、「JSTS-Dロゴマーク」を作成し、自治体・DMO等の皆様からの取得申請を受け付けています。

持続可能な観光への取り組みの第一歩として、積極的な取得のご検討をお願いいたします。



JSTS-Dロゴマーク

JSTS-Dロゴマーク とは？

JSTS-D(日本版持続可能な観光ガイドライン)とは、日本の各地域が持続可能な観光マネジメントを行うことが出来るよう、観光庁が策定したガイドラインです。
このガイドラインに基づき持続可能な観光に取り組んでいる地域を示すため、JSTS-Dロゴマークを作成しました

JSTS-Dロゴマーク を取得するメリット

- 「JSTS-Dロゴマーク」を取得することで、下記のようなメリットを得ることができます！
 - **持続可能な観光の取り組み地域としてアピールに活用できます！**
 - ✓ 諸外国への持続可能な観光地域としたプロモーションを実施！
 - ✓ 日本の先進取組事例として他国へ紹介の機会も！
 - **観光庁事業における取得メリットがあります！**
 - ✓ 観光庁事業において審査時に加点！（一部事業）他

申請概要

- 申請主体：
地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等
- 承諾基準：
 - ① 申請者の観光計画等にJSTS-Dに基づき取り組むことが明記され、これを遵守すること
 - ② 申請者の現役担当職員が下記いずれかの研修を修了・合格していること
 - ・GSTCサステナブルツーリズム研修プログラムの修了
 - ・観光庁ガイドライン研修動画プログラムの受講（確認テストあり）
- 申請方法：
観光庁担当部署まで必要書類をメールにて送付してください。
申請内容を確認し、2週間以内にメールにて結果をご連絡します。

JSTS-Dロゴマーク 取得に向けた 研修会

➤ JSTS-Dロゴマーク取得のための研修会を実施します！

2024年11月8日(金) 14:30～16:00 オンラインにて開催します。

申し込み・詳細については、観光庁HPをご確認ください。（申込締切11月6日16:00）
みなさまのご参加をお待ちしています！

【申込・詳細URL】 https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_00007.html